

いばらきフードロス削減推進事業者協議会設置要項

(設置)

第1条 事業系フードロスのさらなる削減を図るため、食品関連団体、事業者等が一堂に会し、事業者における具体的な取組を検討し、食品業界全体で推進していくことを目的に、いばらきフードロス削減推進事業者協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) フードロス削減に関する取組の検討及び推進に関すること。
- (2) フードロス削減に関する情報交換及び情報提供に関すること。
- (3) フードロス削減に向けた普及啓発に関すること。
- (4) その他フードロス削減の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、食品関連団体、事業者、有識者、行政機関等からなる者で組織する。

2 協議会は、茨城県県民生活環境部長が主宰する。

(招集)

第4条 協議会は、必要に応じて招集するものとする。

2 協議会には、前条に規定する者のほか、主宰者が必要と認めた者を出席させることができるものとする。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、茨城県県民生活環境部環境政策課において行うものとする。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は主宰者が定めるものとする。

付 則

この要項は、令和6年8月7日から施行する。